

台湾出兵と大教院・神社

小川原 正道

一 はしがき

一八七四年（明治七年）の台湾出兵に際して、大教院と神社界はいかなる対応をみせたのか。この点を検証しようとするのが、本稿の目的である。

いうまでもなく、台湾出兵は明治政府にとって最初の海外派兵であり、清国との開戦の危機をはらむ一大事件であった。その経緯や意義については、石井孝氏や安岡昭男氏、毛利敏彦氏、最近では後藤新氏などによって、多くの研究が蓄積されてきている（注1）。しかしながら、当時の民衆教化政策の中心にあった大教院や、「国家ノ宗祀」とされた神社がこの国家的危機に際していかなる対応をみせたのかについては、これまでほとんど明らかにされていない。

大教院は、この前年の一月に開設されている。一八七二年に教部省が発足し、民衆教化の担い手として教導職を設置、神仏合同布教による民衆教化政策が開始され、これを受けて仏教側では教導職育成機関として大教院の設立を企画したものの、それはやがて神仏合同の布教機関、全国の教化統括機関として機能していくことになった。この間の経緯については、すでに拙著において詳しく論じたところである（注2）。この大教院は、台湾出兵に際していかなる対応を検討し、実践していったのであろうか。

また当時は、「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニシテ一人一家ノ私有スベキニ非」ずとして、「祭政一致ノ御政体」を維持すべく、神宮以下の神官の世襲が禁じられ（注3）、あわせて、官幣大社以下の社格や神宮以下の職員の整備が進められる（注4）など、

「国家ノ宗祀」としての神社制度の整備が進められていた。そこで台湾出兵に対する神社界の動静について、民衆教化に積極的に取り組んでいた伊勢神宮と出雲大社の対応を中心に検証していきたい。

大教院や神社界の動静を検証する上で、本稿では、大教院の機関紙であった高野山大学図書館蔵『教会新聞』や、国立公文書館所蔵の「公文録」「太政類典」「処蕃類纂」「処蕃始末」および建白書類、さらに、当時の新聞各紙の報道や各神社関係の資料などを用いるつもりである。未だ不足な一論に過ぎないが、本稿をもって明治初期の政教関係の解明にささやかな貢献ができれば幸甚である。

二 台湾出兵と大教院

大教院の組織・性格・所管事項については、一八七三年三月一日、教部省無号達として発布された「大教院事務章程」と、一八七三年一〇月一〇日教部省番外達として発せられた「大教院規則」とによって規定されていた。この「大教院規則」第一七条は、「事件ノ議スヘキアラハ教正予メ議事ノ題ヲ設ケ教導職ヲシテ各議案ヲ出サシメ教正判決シテ教部省ヘ出スヘキ事」と規定しており、特定の事案があれば大教院に神仏各宗から出仕している教正（上級教導職）があらかじめ議題を設定し、議論の上教部省への提出することが定められていた。臨時の幹部会議といえよう（注5）。

この臨時幹部会議は、一八七四年七月に「会議ハ専ラ教義ノ真体ヲ講明スルニ在リ故ニ議案ヲ出ス者或ハ疑惑ヲ質シ或ハ策問ヲ試ル等努メテ教義上ノ発明アランコトヲ注意スヘシ此他布教ノ事務方法及利害得失皆宜ク講明スヘキ事」と略則が定められ、教義および布教の事務・方法、利害得失などについて議論することとなり、輪番の教正が議案の可否を判定し、「国教ノ大体上ニ関スル事件」については、より広く意見を徴することとなった（注6）。

この略則が定められた一八七四年七月には、すでに台湾での戦闘は終わっている。この年五月二日、西郷従道・台湾蕃地事務都督は遠征軍を出発させ、二二日には牡丹社側と激戦を展開、以後もゲリラ戦が続いたが、六月五日には戦闘は終息した。この出兵に対しては清および米英から敵しい反発があり、清皇帝は日本軍が即時撤退しない場合、討伐せよと

の勅命を下している。台湾問題は日清の国交問題・交戦問題へと発展し、国内では開戦論・撤兵論が交錯して政府の方針もさだまらなかったが、結局日本政府は開戦の覚悟を示しつつ、外交的解決へと傾斜し、八月一日、大久保利通が全権弁理大臣に任命され、一日から清側との交渉に入った。条約の調印によって事件が解決するのは一〇月三十一日のことである。大久保は一月一六日に台湾に立ち寄って西郷に撤兵の実行を確約させ、二七日に東京へと帰り着いた(注7)。

すでに拙著で詳しく述べたためここでは略述するにとどめるが、大教院ではその主要な機能のひとつとして講堂での説教を行っており、三条教則の解説をはじめとして、記紀神話や天皇皇室と関連付けながら、道徳や法の遵守などが説かれていた。特に一八七三年一〇月に一七兼題が発令されて以降は、教化理念や教導職の試験科目として開化や法令、道徳関係の項目が位置づけられたこともあり、勸善懲悪や五倫の道、社会秩序の維持などについて、歴史の逸話や生活のエピソードをまじえて具体的に語られた(注8)。民衆教化活動は、民心を政府の側に傾け、社会秩序を安定させる機能を期待されていたわけである。

かかる状況下にあった大教院にとって、台湾出兵という政府の大事業について、民心の支持獲得をねらったのは当然であった。先述の会議の様子は「院中会議」として『教会新聞』に掲載されているが、これによると、一八七四年八月二四日の会議において、次のような意見が提出された(注9)。

台湾ニ間罪ノ師ヲ発スルハ我モ曾テ仄聞セリ…宗教モ民ヲ治安ナラシメントスルノ具ナラン…速ニ諸新聞紙ヨリ摘采シテ政府陸海両軍ヲ海外ニ発セシ大意ヲ教会新聞ニ載セ教導職ヲシテ時情ヲ詳知セシメ次テ各県下官国弊社ヨリ鄉村社ニ至ルマテ敵国降伏ノ祈禱ヲ興シ其間説教ノ筈ニハ国民ノ義務ヲ説明シ民志ヲ專一ニセンコトヲ企望ス

台湾出兵に際し宗教は治安の具であるとして、大教院は陸海軍を派遣した政府の意図を機関紙に掲載し、また教導職によって事情を知らせ、さらに全国の神社では戦勝祈禱をして、説教の折には国民の義務を周知させて「民志ヲ専一」にさせようというわけである。

この提案は採択されたようであり、『教会新聞』（一八七四年八月二九日付）は、次のように同紙の方針を掲載した（注10）。

教導ノ職ニ於テ愛國ノ忠□ヲ竭サンニハ時勢ヲ知ルヲ以テ目今第一ノ急要トス故ニ今後海外新報ノ条ニ於テ台湾及ヒ清國ノ事変ヲ記載シテ遐邇ノ同志ニ告ント欲ス遂号発兌ヲ待テ覽觀アレト預シメ稟ス

教導職が愛国心を示すためには時勢を知る必要があるとして、教会新聞の「海外新報」欄に台湾・清国問題を掲載するというわけである。教会新聞への台湾問題の掲載と、教導職による事情の周知という提言が容れられた格好である。実際、この後「海外新報」欄は積極的に台湾・清国問題を取り上げていくが（注11）、戦勝祈願や民心の団結といった側面も実践が呼びかけられることとなり、『教会新聞』（一八七四年九月四日付）の「海外新報」欄は、次のように述べている（注12）。

台湾島へ間罪ノ師旅ヲ出サレシハ五月中ノ事ニシテ今ニ至テ一百日未タ凱歌ノ声ヲ聞カサルコトハ決テ我武威ノ振ハサルニ非ス又彼蕃人ノ強鯁ニシテ伏セサルニモ非ス更ニ危機ノ国外ニ発出スルアリテ之カ為メニ延テ今日ノ久シキニ及ヘルコトナレハ今ニモ驀然トシテ滔天ノ戦塵ヲ漲起スルコト必ス無キヲ保ス可ラス然レハ此時ニ当テ教導職ノ任ニ於テ豈拱手觀望シテ報國ノ志力ヲ竭サ、ル可ンヤ宜シク仰テ神仏ノ加威ヲ祈祷シ俯シテ民心ノ和氣ヲ緝合シテ以テ寶祚ヲ護持ス可キナリ

台湾出兵に対する政府側の主張が代弁され、さらにこの時局に際しての教導職の義務が説かれている。その義務とは、「報國ノ志力」を尽くして神仏に戦勝を祈願し、民心を団結させて「寶祚ヲ護持」するというものであった。この記事は続けて、台湾から帰国した谷干城の談話として日清間の交渉の状況を伝え、さらに「支那在留ノ日本人」から「北支那日々新聞」に寄せられた投書を転載して、投書主による日清交渉の展望を伝えている。

以後も『教会新聞』は「海外新報」欄において積極的に台湾・清国問題に関する記事を掲載していった。一八七四年九月九日号には「陸軍裁判所出仕浅村氏」の書簡を「現今ノ情態ヲ知徳」させ「浅村氏忠勇義烈ノ氣凛々」とするものとして摘録し(注13)、同年九月一四日号では台湾問題に関する『ジャパン・ヘラルド』紙と『ジャパン・ガゼット』紙の記事を摘録(注14)。九月一九日号ではやはり『ヘラルド』紙と『ガゼット』紙の台湾問題に関する記事を摘録している(注15)。これが教導職に「時勢」を伝えるための試みであったこと、その教導職は戦勝祈願をしながら民心の団結に寄与することを期待されていたことは、いうまでもない。

すでに拙著で述べたとおり、当時、大教院における説教は内容の不一致や神仏間の対立などによって少なからぬ混乱を生じており、その内容を啓蒙的なものへと変質させていた。また、ちょうどこの頃には、教育と教化が分離されて後者が軽視される傾向が見られはじめており、浄土真宗は大教院からの分離運動を展開していた。大教院としては政府に積極的に貢献する姿勢を示すことによって、その存在意義を示すねらいもあったと考えられる。いわば、内部の混乱や政策的な軽視という状況下において、民心や秩序の安定を目指した大教院が、台湾出兵に際して積極的に政府に貢献することで、その価値を発揮しようとしたものといえよう(注16)。

あたかも大教院で教導職による情報伝達や神社での戦勝祈願が提言された八月二四日付の『日新真事誌』投書欄には、「創草大中院訓導ノ長タル者ハ博学多識ノ人ヲ採用セラル、ト雖モ海内無数ノ小院ノ属者ノ若キニ至テハ未タ精選ニ違アラヌ：余決シテ教化ノ裨益ヲ見サル也」との辛らつな教導職批判が寄せられていた(注17)。その二日前の『東京日々新聞』には、東京中院に説教を聴きに行ったところ、教師が欠席して中止になったとして、「嗚呼教部御設置以来教官ノ布教ニ汲々タル実ニ故アルナリ」と嘆息の聲が寄せられていた(注18)。九月二七日付の『朝野新聞』投書欄でも、教導職は「上ハ君相ノ政治ヲ裨ケ下ハ億兆ノ教化ヲ司ル」重職であるにもかかわらず、「教導職ヲ傍觀スルニ其才能學術能ク其職ニ適当シ其言行尽ク人民ノ模範トナル可キ者僅々千百ノ一二ナランカ故ニ概シテ之ヲ論スレバ無用ノ長物ト言ハザルヲ得ス」という厳しい批判が展開され、同じ紙面には、対清開戦を「皇国存亡安危ノ係ル所」とした上で、「全国協力戮力シ或ハ出金呈毀シ或ハ心ヲ勞シ或ハ力ヲ尽シテ我大兵ヲ渡海セシメ彼ガ罪ヲ訊ヒ理ヲ正サズンバアルベカラザルノ秋ナリ」という投

書が掲載されていた(注19)。大教院としては、こうした批判や期待に応え、台湾出兵に積極的に協力することで、自らや教導職の有用性を示す必要があったのである。八月一七日付の『郵便報知新聞』に寄せられた投書が、「其奉する所の宗教を弘道して以て国家の政治を賛成するハ教師の任なり」として、統治に苦慮する地方吏員は「宗教誘導の力に拠らずんば誰れも能く之を定断することを得んや」と述べ(注20)、また『日新真事誌』(一〇月二七日付)が、淡路島で小講義として三条教則の説教にあたっていた久保信平を「孜々トシテ倦怠有コト無シ其誠意此ノ如クナルヲ以テ淡路一国兩大区ノ人民心服セサル者無ク」として、教導職の模範だと称えている(注21)ように、大教院や教導職を後押しする声もあった。

大教院で行われていた説教にも、台湾出兵という時局が反映されているようである。一八七四年九月頃には、少講義の大橋夕求斎が日本武尊の故事を取り上げ、その熊襲退治や神宮への参詣と剣の伝授、そして相模での「賊」の討伐について触れた上で、暴風の船上で夫や軍兵を救い、征伐の功績を残すために身代わりとなって入水し船を救った弟橘媛について論じ、これこそ「実ニ後ノ世ノ女ノ鏡」だと称えた(注22)。それは台湾に出兵し、清国と交戦する可能性もあった日本軍の勢威や「銃後」の模範的姿勢、国民的義務を教えるものだったと考えられる。

こうした大教院の方針に呼応した例として、大阪中教院がある。一八七二年一月二四日の教部省第二九号達によって、各寺院・神社は小教院として氏子檀家に説教を行うことが達せられており、さらに、「大教院事務章程」に「中小教院建設ノ事」が盛り込まれ、「大教院規則」と同時に「中教院規則」も発せられて、「本院ハ大教院ノ教規ニ則リ以テ衆庶ヲ教導スル所ナリ」として、府県ごとに中教院を置き、大教院にならって神殿儀式、説教、講習、試験および資金の収集等を行うことが規定されていた(注23)。大阪では、一八七四年三月、大阪府下諸宗総代として大講義遠藤玄雄、中講義塚本瞬翁等僧侶七名が教部省に対して中教院設置を建言し、「布教ノ緊要」として「懇々勸懲ノ道ヲ説諭シ民心ヲシテ方向ヲ定メシメ人ニ自由ノ權利ヲ得已ニ其義務ヲ竭サシムルニ在ルノミ」と述べた上で、現在は布教の内容が混乱し、民情からも乖離していると指摘し、「神官僧侶共ニ私情ヲ去リ一ニ三章ノ大憲ヲ奉戴シテ各其守ル所ノ教法ニ於テ力ヲ尽シ以衆庶ヲシテ無為仁寿ノ域ニ導キ不識不知 帝ノ則ニ従ハシメ而シテ其 皇化ヲ翼賛スル」ことの重要性を強調して、大阪に中教院を設けて「教法ヲ布テ民心ヲ團結シ邪教ヲ防キ政治ヲ裨益シ以区々愛國ノ微衷ヲ尽サント欲ス」と提言した(注24)。この建議

は容れられたらしく、以後、僧侶と神官がともに建築を進めていった。「政治ヲ裨益シ以区々愛国ノ微衷ヲ尽サン」とした彼等は、対清開戦の危機に際して沈黙することなく、軍資金の献納をもって「微衷」を示そうとする。一月十九日、大阪中教院詰神道各宗総代の少教正津守国美、権少教正戸田玄成、権少教正秦慈嶺は、次の如く教部省に申請した(注25)。

今般台湾之事件終ニ清国ニ関涉候ニ就テハ如何様之大事出来候或モ難計実ニ不容易御時勢ト潜ニ奉窺候宵肝非安之時ニ候ヘハ各自非常之義務ヲ尽シ從來之鴻恩ヲ可奉報秋ト奉存候方今中教院建設中ニハ候ヘ共聊微衷ヲ表シ右建築之為メ神官僧侶釀財之内金壹千円献納仕度候若御軍資之中ヘ御差加被成下候ハ、難有仕合ニ奉存候何卒願之通御許可相成候様其筋ヘ御進達被成下度此段奉懇願候也

清国の干渉によっていかなる事態が発生するかわからないという「不容易御時」にあつて、「義務」を尽し「鴻恩」に応え、「微衷」を示すべく、いまだ建設中だった中教院の建築資金から一〇〇〇円を献金しようとしたわけである。「危機」的事態ものと、教導職は「報国ノ志力」を尽くして「實祚ヲ護持」すべきだという大教院の方針に対応したものであった。申請を受けた教部省では、建築資金を献納に当てることは不都合と考えたらしく、一月七日になって教部大輔穴戸璣が太政大臣三条実美に対し、「右ハ釀金ノ内ヲ以テ献納之儀ニ付不都合ニ存候ヘ共当省ニ限り難及指令候此段一応相伺候也」と上申した。建築資金は建築のために集められたものであり、それが別目的に使われることを嫌い、また、資金の減少によって建築が遅れることを危惧したためであろう。ただ、正院としては大阪中教院の姿勢は多とすべきものと判断し、翌日には「別紙願之趣奇特之事ニ付追テ何分ノ可及指令候条此旨可相達事」と指令した(注26)。軍資献納の受付を担当していた蕃地事務局では、当初から軍資献納をすべて受け入れる方針だったようであり、実際、合計一七一三名から米約七〇〇〇石、金約五万六〇〇〇円が納められたほか、月給・家禄の奉還や穀物の献納などが行われた。右の正院の回答には、こうした蕃地事務局側の方針が反映されている。「追テ何分ノ可及指令」としているが、一八七五年四月二二日付で蕃地事務局が提出した集計によれば、この一〇〇〇円は受領されている(注27)。

三 台湾出兵と神宮・出雲大社

教部省が設置され、大教院が開設されることが決まると、伊勢神宮を運営していた神宮司庁はさっそく東京に出張所を開設した。大教院は一八七三年一月に元紀州藩邸に開院し、まもなく芝増上寺に移転、元紀州藩邸は中教院として転用されることとなるが(注28)、神宮司庁は九月に出張所を元紀州藩邸構内に移転したい旨を申請して許可され、以後一八七五年三月まで、ここに出張所が置かれることとなった(注29)。

教導職設置を受けた神宮では、神宮教会を設けて布教に当たることとなり、一八七二年八月には度会県下に説教所を開設、積極的に教化政策に乗り出していった。度会県下では倭町事比羅神社、松坂八雲神社、鳥羽常安寺で説教が定期的に開催され、日に数千人の参加者があったといわれ、このほかにも県下数十箇所の説教場を開設するという意気込みであった。さらに、教義を研究し、教化にあたる教師を養成すべく、神宮は一八七二年一〇月に神宮教院の設置を教部省に届けた(注30)。当時少宮司兼小教正だった浦田長民は当時の抱負について、次のように語っている(注31)。

神道ノ布教タル、其事創新ニシテ教典ノ抛ルベクナク、随テ布教ノ方法ヲ立ルモノナシ。余教正ニ補シ此地ニ赴クヤ、首トシテ神宮教院ナルモノヲ開キ、神道家ヲ延キ、教義ノ要ヲ講明セシメ、生徒ヲ養テ之ヲ伝習セシメ、該教院ヲ根拠トシテ東京ニ出張所ヲ設ケ、全国ヲ分画シテ十七区トシ、一教区ニ本部教会一ヶ所ヲ置キ、区内ニ支会数十ヶ所ヲ設ケ、神風講社ナルモノヲ以テ信徒ノ人民ヲ結束シ、全国ヲ挙テ我神宮一教ノ下ニ收拾セントス。

かくして、一八七三年一〇月には各地の講社を神風講社と称することで統一し、各府県に講社が設けられていった。神宮教院は教義研究のかたわら、説教内容と人心の統一を目指し、読書、説教の練習、神教要旨、神教綱領などの素読、習

このように、神宮は教化政策に積極的に取り組んでおり、敬神、報国、人道、勤業、善行などを周知させていった。かかる神宮が、台湾出兵に際しても協力的姿勢を見せたことは、想像に難くない。

すなわち、一八七四年一月二五日、神宮祭主三条西季知、大宮司田中頼庸、少宮司浦田長民は連名で、教部大輔宍戸璣に対し、次のように願ひ出た(注33)。

献金願

季知等側聞這般台灣問罪之舉ヨリ清國ト葛藤ヲ生シ天兵將ニ大海ニ航セントス是実ニ 皇家ノ一大事乃チ人民身ヲ以テ
 國ニ殉ジ其義務ヲ尽スノ秋ナリ然レトモ今季知等守職ノ責アルヲ以テ行伍ニ從軍スル能ハス仍テ 神宮官員一同ヨリ金
 千円ヲ献シ聊カ軍資ノ万一ヲ補ハントス僅々ノ金額滄海ノ涓滴慙懼ノ至ト雖モ区々ノ微衷御諒察ヲ賜ヒ速ニ御許可相成
 候様御執奏有之候度懇願ノ至リニ堪ス候也

清國と開戦するとの情報に接した神宮では、いまや「人民身ヲ以テ國ニ殉ジ其義務ヲ尽スノ秋」が到来したと受け止め、前線に立てない分、せめて献金をささげたいと申し出たわけである。それは神宮自身が訴えてきた人心の統一や報國の精神の実践であり、添付された献金名簿には、三条西以下八六名の神官が名を連ねた。一月二日、実戸は三条実美太政大臣にこの願を上申し、同月七日、蕃地事務局が「願ノ趣奇特ノ事ニ付追テ何分之指令ニ可及候条此旨可相達事」との指令案を作成して大臣・参議の決裁を得、一七日、この旨が通知された(注34)。蕃地事務局の方針は先述の通りであり、この一〇〇〇円は受領されている(注35)。

さて、神宮より先駆けて献金を申し出ていた神社があった。出雲大社である。一八七四年九月二日、出雲大社大宮司の千家尊福は少宮司の勝部静男などと連名で、島根県権参事堺二郎に宛てて次の建白書を提出した(注36)。

皇師罪ヲ台湾ニ問フヨリ既ニ数閱月大使大臣追々清国へ御発遣被為在和戦ノ決両ナカラ 皇威ノ隆替ニ関ス若シ或ハ旗鼓ノ事アルニ至ラハ海内臣民同心敵愾國勢ヲ輝揚スヘキノ秋ナリ尊福靜男等官ヲ祝典ニ守リ身ヲ戎馬ノ間ニ効スヲ得スト雖モ区々愛國ノ心自ラ已ム能ハス乃チ滄海ノ一粟慙惶ノ至ナルヲ忘レ謹テ金百円ヲ献シ以テ結草ノ微衷ヲ表ス伏希クハ軍資ノ一端ニ御差加ヲ辱フセハ幸甚其筋へ御上申ノ儀可然御執計被成下度及此段御願申候也

日清開戦となつた場合、それは「海内臣民同心敵愾國勢ヲ輝揚スヘキノ秋」であり、たとえ戦場に出られなかつたとしても、愛國心を示すべく、一〇〇円の軍資金を献納したいと申し出たわけである。

これに対しては九月二日、「追テ何分之義可相達事」との返答があり(注37)、伺を受けた堺(当時権令代理)は九月四日、大隈重信著地事務局長官に対して「如何取計可然哉」と上申し、これに対し「献金願出之趣奇特之至ニ付追而何分之可及指図候条其旨本人へ可相達事」との指令があつた(注38)。

『教会新聞』によると、出雲大社は献金とあわせて「敵國叛順國威輝揚祈願」のため私費をもつて臨時祭を開催したい旨県庁に申請し、許可されたようである(注39)。大教院の院中會議で提案され、『教会新聞』も教導職の役割として示すことになる戦勝祈願が、まさに実践されたわけである。

千家尊福は教導職設置を受けて、「御祭神たる大國主大神の御神徳であまねく世道人心を導き、明治の新社会の進運に寄与しようといち早く発心」し、甲子講や出雲講といった信徒団体を結集して強力な布教組織を編成することとなり、一八七三年一月、出雲大社敬神講が結成され、社内に教院を設けて活動を開始していた。教理の根本たる「経國治幽」と「敬神崇祖」の精神を実現すべく、氏子の祖霊を大社境内に鎮祭する祖霊社も造営され、一八七三年九月には敬神講は出雲大社教会に改組されて、尊福がその長となった(注40)。尊福は出雲大社教会を中心として「経國」「敬神」のため教化活動に尽力しようとするなかで、日清開戦の危機に際会したわけであり、そこで「愛國ノ心自ラ已ム能ハス」として「結草ノ微衷ヲ表ス」ため軍資の献納に及んだのは、当然のことであつたといえよう。

神宮と出雲大社からは、右のような献金や戦勝祈願からさらに踏み込んだ提言も行われている。浦田長民と勝部静男は一八七四年一〇月八日、左院に対して「支那征戦ノ方略」と題する建白書を提出した(注41)。きっかけとなったのは、九月二八日に出された太政官第一二七号達である。政府内では七月八日の段階で対清交渉上やむを得ない場合は開戦することと決していたが(注42)、世論も固唾を呑んで和戦いずれとなるか見守る状況となっており、「台湾府へ支那兵ノ集ル者雲ノ如ク其数三万ニ下ラズ其兵追々蕃地進入シテ要害ニ控扼スル勢」(『日新真事誌』八月一七日付(注43))、「今日ノ有様ニテハ支那ト合戦ニモ及ハン」(『東京日々新聞』九月二日付(注44))、「必ず兵端を開くに至らん云々と或人の物語りせし由」(『郵便報知新聞』九月五日付(注45))といった緊迫した情報が頻々と寄せられていた。九月二八日には大久保を全権弁理大臣に任じて清国に派遣するにあたり、太政官第一二七号達をもってその目的が示されていたが、そこには「談判上固リ平穩ヲ期シ交話ヲ保全スルノ御趣旨ニ候得共将来ノ都合ニ因リ事不得止ニ出ル時ハ臨機ノ変ニ応スルノ設備相成候間向彼国派遣ノ我全権使臣等ヨリ談判ノ結局ニ因リ更ニ何分ノ御沙汰可被 仰出候条此旨相達候事」(注46)とあり、交渉は和平を目指すものの、開戦の可能性もあることが語られていた。

浦田と勝部は右の建白書において、第一二七号達をみて「清国構兵ノ期蓋ン已ニ迫」っていると判断したとして、この「皇国未曾有ノ時勢」において取るべき手段として、「宣戦ノ詔ヲ下シテ構兵ノ已ムヲ得サルヲ論ス曰親征ノ駕ヲ挙テ聖身ノ笥安セサルヲ示ス」ことを提言し、維新以来国内が混乱し、開戦に際して増税や徴兵への不満の高揚が予想される中であって、宣戦布告は太政官布告ではなく詔勅によるべきこと、さらに「親征ノ錦旗ヲ挙テ」九州に行在所を設置して軍務を親裁すべきことを求めている。それは「皇室ヲ尊崇奉戴スルノ心ニ至テハ未タ嘗テ初ヨリ少モ衰ヘス……聖諭ヲ下シ給ハ、凡臣民タル者尽ク 陛下ノ為ニ其勞苦ヲ忘レテ天下義勇ノ氣勃然興起スルノミナラス益 陛下ノ至仁至急ヲ仰キ従前上下隔絶ノ患亦因テ湧解氷融スル火ヲ視ルカ如シ」という判断に基づくものであった。初の対外戦争に対する強い危機感とともに、これを機会とした天皇への崇敬心向上への期待が読み取れる建白書である。

建白を受けた左院臨時御用取調掛では一〇月一三日、「軍機ハ廟堂上ノ秘議ニ有之予メ世上ニ漏洩スルハ尤モ可慎事ニテ下トシテ可致評論筋ニ無之ニ付其旨本人ニ対シ縷々加論戒置候」と突き放した反応をみせながらも、「愛国ノ誠実ヨリ致建

議候義ニ付」として大臣・参議の供覧に評し、三条・岩倉以下の大・参議が閲覧している。この閲覧の結果、何らかの賛同意見が出たのであろうか、実際には「諭戒」は行われず、翌一四日には浦田と勝部に對し「清国軍務御親裁之建議上申候」とのみ通知された(注47)。このため兩名は二八日、建白書が「幸ニ御収抹ヲ蒙リ正院へ御上申ヲ辱フ」されたとして、さらに左院に對して建白書を提出し、天皇が親征にあたつてまず神宮に参詣し、清国との開戦について祭告することを提案している。その意義については、「陛下国家無前ノ大事ニ當リ敢テ専断セスシテ先ツ之ヲ 宗廟ニ祭告シ報本ノ孝道ヲ以テ天下ニ率先シ給ヒ海内臣民亦從テ 陛下ニ報スルノ忠志ヲ興起スルハ天理ノ自然人道ノ必至ナル者ナリ」と述べ、天皇が自らの祖先に「孝」を尽すことが、臣民の天皇に對する「忠」を引き出すことになる」と説明している。天皇親征には、国民の義勇心の鼓舞といったねらいとともに、天皇に對する崇敬心の向上という意図があつたことはすでに見たとおりだが、親征に際して神宮に「親シク 御参詣至誠懇禱」することは、神宮の地位向上にもつながるものであつた。なお、左院臨時御用取調掛は三一日、この建白を「皇祖天神ヲ尊崇スルノ余リ御祭告被為在度存込建言」だとしつつ、「国家ノ大事ニ関涉」するとして大臣参議の高覧に供している(注48)。一月一七日、浦田と勝部に對しては「神宮江 行幸御祭告之建議上申候」と通知された(注49)。

こうした神宮や出雲大社の動きは、それまで彼等が展開していた神祇官復興運動の延長上に位置付けられるものである。すなわち一八七四年五月、神宮大官司の田中頼庸が教部省に建白書を提出し、国家統治上「政教一致」が不可欠であるとしてロシアの事例を挙げ、ロシアでは国王が法皇の地位にあるがゆえに「国法教法相分スシテ政教一致ナルヲ以テ国民ノ其主ヲ翼戴シ政令ヲ遵奉スル」と指摘した上で、我が国でも「祭政一致ハ敬神治民ノ要務」であり、「今日ノ計ハ教部省ノ名ヲ改テ神祇官ニ復スヨリ緊要ナルハ無シ」と神祇官復興を提案していた。田中は、神祇官の中に教導寮を設置して教導職を統括し、さらに諸陵寮を設けて神代以来の山陵や陵墓を管理することも求めている。五月一三日、教部大輔穴戸璣はこの建白書を左院に転送すると、左院内務課は「此度建白ノ趣意御採用神祇省ノ名称ニ復セラレ可然」と田中の建言に賛意を示しつつ、「乍去此事重大一人ノ建白ヲ以テ御變革相成難キ情実モ之レアルヘシ」として、教部省に建白を返送し、「其省ニ於テ其事ノ得失篤ト取調異見早々可申出候此旨及下問候事」とする指令案を作成し、大臣、参議の決裁を得ている。

(注50)。

五月二七日には千家尊福と浦田、勝部の三名も教部省に建白書を提出し、日本が対外的独立を維持するには民心を強固にするほかないが、ほとんどの人民は「朝旨ヲ弁セス 政ヲ疑惑」しているとして、「朝廷ヲ戴カシムルコト実ニ今日最大急務」であり、そのためには「国教ヲ拡充スル」ほかないとして、「之ヲ拡充スルハ神祇官ヲ復シテ国教ノ標準ヲ立ツルニ在リ」と神祇官の復興を主張した(注51)。当時は政府内外からおびただしい数の神祇官(省)復興建議が提出されており(注52)、この三日前には湊川神社宮司の折田年秀も神祇官復興を建議していた(注53)。建白を受けた左院内務課では、千家等の建白を折田の建白書とあわせて、参考のために上申している(注54)。

神宮や出雲大社にとっては、神祇官復興によって祭政一致や朝廷の權威向上を強化しようと働きかけている最中に対清開戦の危機が到来したわけであり、彼等が神宮への祭告と詔勅による宣戦布告、天皇親征によって挙国一致と天皇への崇敬心向上を訴えたのは、当然であったといえよう(注55)。

四 その他の神社界の動向と外交交渉の妥結

台湾出兵に際しての神宮と出雲大社の動向を右の通りみてきたが、それ以外の神社界の動向についても以下、ふれておこう。

熱田神宮大宮司千秋季福は九月二二日、対清開戦の危機に際して次のような伺を教部省に提出している(注56)。

熱田神宮御儀ハ三種神器ノ其一タル草薙神劍及 倭建尊ノ初メ奉リ神聖英武ノ大神等御相殿ニテ天下御守護ノ神宮ナルヲ以テ 朝廷殊ニ御尊崇ノ処方今御征清ノ御大挙風説ノ如ク候ハ、御必勝ノ御聖筭ハ素ヨリ言ヲ不候候ヘトモ命ヲ奉シテ出陣ノ将卒一層勇威ヲ振ヒ不日御利運御凱旋ノ儀ヲ一社深ク祈念シ奉ル所ナリ是ヲ以テ従事ノ将兵へ当神宮ノ神札人毎ニ拝戴為致奉朝神剣ノ御威光万国ニ輝キ長ク醜虜ノ心肝ヲ破リ候様仕度謹テ祈願スル所ナリ右祈願ノ趣御許可候ハ、

神札拝受ノ将卒人員書御渡候様仕度奉願候也

草薙の剣を神体とする熱田神宮は、「天下御守護ノ神宮」として、清との戦争の勝利を信じて将兵の凱旋を祈念し、各将兵に神札を与えて、「神剣ノ御威光万国ニ輝」かせたいというわけである。献金とは違った形での協力であった。熱田神宮は一八六八年に熱田神社を改めて「神宮」号を宣下され、一八七一年に官幣大社二五社の一つに列せられていた(注57)。

教部省が一〇月二五日、正院に伺を立てると、一月二四日、「神符拝戴ノ儀ハ各人ノ請求ニ可仕事ニ付強テ不及配賦」との指令があつた(注58)。一八七三年七月に達せられた「神官奉務規則」第三条「人民ノ請求ニ応ジ祈祷ヲ行ヒ神符ヲ授クルハ妨ケナシ(注59)」との規定に沿つて下された判断だが、「強テ」神符を頒布することは、神宮大麻との関係からも、懸念されるものであつた。すなわち、一八七二年六月の教部省第五号達によつて、神宮大麻は「諸社配札同様ノ儀ニ無之」として「海内一般ノ人民ヘ例年拝受」し、各地方で「人民競テ拝受尊信」するよう取り計らうことが求められており(注60)、熱田神宮の神札を将兵「毎ニ拝戴」させることは、神宮大麻の優位性を脅かすことになりかねなかつたのである。実際、当時は神宮大麻以外の神符を強制的に付与する問題が発生していたようであり、一月一三日付の『郵便報知新聞』は、香取神宮などの神符は「人民信仰に依りて」授けるべきであるにもかかわらず、「強配する」傾向があるとして、信じないものは受領しないということを決議した地域があると伝えている(注61)。

なお、出雲市内にある国幣小社日御崎神社からは九月二三日、次の様な軍資献納願が島根県に出されている(注62)。

征戎ノ御一挙且国事ノ御多端中爛額ノ外非常節約可行旨各府県エ御布令ノ趣伝聞仕候ニ付瑣微ノ献金ヲ上申仕候ハ恐覺ノ最ト奉存候得共尊光和男等素ヨリ積蓄ニ乏ク得意ニアラスト雖報國ノ微志ヲ表スルカ為這回金三十円ヲ献納仕度奉願候実ニ九牛ノ一毛慙懣不少候得共軍資ニ御被加ヲ辱フスルヲ得ハ幸甚奉存候段其筋エ御上申ノ儀宜御取計被下度奉願候也

出雲大社の申請と文面がよく似ており、同社の献金にならって行われたものであることがうかがえる(注63)。何を受けた島根県権参事堺二郎は一〇月四日、三条に指揮をもとめているが、これに対する回答は出雲大社へのものと同様で、「別紙願之趣奇特之事ニ付追テ何分之可及指図候条此相違事」というものだった(注64)。なお、蕃地事務局の集計には、この三〇円が計上されているものの、なぜか出雲大社からの献金は計上されていない(注65)。

九月二十七日には、筑摩県一〇等出仕で「平素皇典ヲ学ヒ頗ル愛國ノ情深ク近情日清ノ間紛議ヲ生ジ憂憤」を抱いていた北原稻雄が同権令に対し、「神国ノ臣民タル者可竭国力秋」だとして軍資金一二〇円を献納したい旨申請している(注66)。一〇月三十一日には、秋田県社祠官兼権大講義小野崎亮他九〇名からも献金願が提出された。秋田県では一八七三年一月に中教院設立の許可を受けて翌年一月一七日に開院し、生徒の募集や説教が開始されていた。教導取締の任にあつたのは秋田県社八幡神社祠官の小野崎と真宗専念寺住職菊池了典であり(注67)、この献金も、教化の責任者だった小野崎の呼びかけに応じて、神官僧侶などが応じたという印象が強い。願書では、「先般台湾御問罪之事ヨリ支那国ト云々或ハ兵端ヲ開カントスルニ至ルノ景況新聞紙上ニ明分仕候賤私共ニ至ルマテ杞憂ニ不堪」として計一〇一円七五銭を献ずることが記されているが、出願者の構成は多様で、神官四四名(計五〇円)のほか、住職二一名(計二一円)、士族一四名(計一二円五〇銭)、平民二二名(計二八円二五銭)となっていた(注68)。蕃地事務局の集計では若干数字が異なっているものの、この献金は受領されたことが記録されている(注69)。

このほか、先述の太政官第一二七号達を受けて、自らの俸給を返還しようとする神官もあらわれた。大原野神社権宮司兼中講義の田中知邦は、一一月六日、次のように教部省に申請している(注70)。

太政官本年御達書第二百二十七号ヲ以テ被 仰出候清国御談判ノ一件ハ実ニ 皇国ノ興廃ニ関シ不容易難事深ク 宸襟ヲ被為惱候御儀ト奉恐察候 廟議素ヨリ平穩ヲ期シ交話ヲ保全シ玉フノ御趣意ニハ候ヘ共若シ彼ヨリ不正非理ヲ申募リ粗暴ノ挙動等有之節ハ不得已兵端ヲ開キ候御場合ニ立至リ候モ難計候ヘハ予テ臨機応変之御設備無之テハ不相叶ハ勿論ニ候然ルトキハ非常巨大ノ御経費ヲ要シ候儀ニ候ヘハ大海ノ一滴ニモ足ラスト雖トモ右事件御落着御退陣マテ恩賜ノ月俸

三分ノ一ヲ還納シ御經費ノ内へ御差加へ被成下候様奉願度宜愚情御諒察志願御採用被成下候ハ、難有仕合存候誠恐謹言

開戦に備える経費に月俸の三分の一をあててほしいと申請するものだが、この三週間後、大久保利通が帰京し、対清開戦は回避された。天皇親征は、幻に終わったのである。同日、政府は太政官第一二六号布告を発して日清間で締結された條款の内容を公表し(注71)、翌日、次の太政官第一五四号達(注72)をもって交渉の妥結を伝えるとともに、軍資のために寄せられてきた献金については、もはやその儀に及ばないとして、その愛国心のみを奇特とすることとなった。

台湾蕃地処分ノ末清国政府異議主張候ニ付参議大久保利通ヲ全權弁理大臣トシテ彼国へ派遣シ談判セシメ候処時勢ノ容易ナラサルヲ察シ軍資ノタメ或ハ官給ヲ納メ或ハ家禄ヲ奉還シ或ハ生計ノ余資ヲ献シ度旨陸統願出候者有之已ニ及奏聞置候然処同国ニテ我征蕃ノ義挙タルヲ認メ互ニ條款ヲ換ヘ訂約相済候ニ付テハ最早其儀ニ不及候得共前条国家有事ノ際ニ当リ各愛国心ニ仗リ奮テ報効シ度段奇特ニ被 思召候旨被 仰出候条此旨夫々へ可相達事

この布告を伝えた『読売新聞』は、清国との開戦に備えて月給や家禄の奉還申請が出されてきたが、「支那と御談判も済み穩かに成つたゆゑにもうそれにはおよばず又上の人たちハ奇特で有ると御賞が有つた」と伝えている(注73)。

同日、山県有朋の申請を受けて陸軍省に対し、土族から寄せられていた従軍志願を愛国心によるものとして「奇特」と評価する「褒詞」が下されているが、右の達は、献納金もこれと同様にすべきであるという山県の建議を受けて発せられたもののようである(注74)。いずれにせよ、もはや「其儀ニ不及」とされたことによって、台湾出兵が終結した後、蕃地事務局は一切献金を受け取らなかつた(注75)。田中の申請についても一二月五日、実戸は「此度御訂約事平定候ニ付テハ献金ニ不及併国家有事之際愛国心之心ニ仗リ奮テ報効致度段奇特ニ被 思召候条夫々可申達様御達ニ候此旨可相心得事」と回答し、三日後、三条に対して「第百二拾六号御布告モ有之候事故進達方猶予致置候処尚第百五十四号御達ニ付テハ右御旨同人へ相達申候此段御届ニ及候也」と報告している(注76)。

五
むすび

台湾出兵が実施されて対清開戦の危機が発生する中、民衆教化政策の中心にあった大教院は宗教を治安の道具と捉え、機関紙を通じて派兵の意図を伝え、教導職によって国民の義務を解き、神仏に戦勝祈願することを決め、「民心ノ和氣ヲ緝合シテ以テ寶祚ヲ護持」することを目指した。

実際、大教院で右の方針が提案された八月下旬以降、各地の神社から献金が寄せられ、戦勝祈願も実施されることとなる。この軍資献納は、開戦の可能性に言及した九月二八日の太政官第一二七号達を境に増加し（注77）、神宮も「皇家ノ一大事」として献金に乗り出すこととなった。当時の教院体制や神社・神官の勢力全体を考える時、実際に行われた教院や神社・神官からの献金、俸給の奉還などは限定的であつたといえようが、神宮と出雲大社が献金に乗り出した上、神宮への参拝を踏まえた天皇親征や詔勅による宣戦布告を求めるなど、祭政一致による戦争遂行を積極的に提言したことは、注目すべきであろう。そして少なくとも、教導職に補任されていた神官僧侶においては、台湾出兵の成果は歓迎すべきものと受け止められていた。事態が解決して出征軍が凱旋した際、神道・仏教教導職総代が次のような賀章を上程している（注78）。

嗚呼偉哉今次ノ盛挙偏師罪ヲ問テ十八種ノ抆族尽ク降り介使義ノ陳シテ五十万ノ贖金即チ献ス電線遙ニ響テ声頌全部ニ沸キ威武日旗ト供ニ絶域ニ輝ク人民愛護ノ觀念四海ニ溢レテ支那義挙ノ高二服シ島台冥頑ノ暴言一朝ニ除テ航旅投錨ノ便ヲ開キ五洲永ク其賜ヲ受ケ 皇恩一挙シテ宇内ニ普シト謂フ可シ是使臣専封能ク其職ヲ竭シ将来勇銳能ク其体ヲ輕シ内地臣庶自ラ奮テ困難ニ赴カントシ義氣ノ鼓動スル所外人モ亦軍資ノ献スルニ至リ海内翕然敵愾報國ノ志ヲ尽ス者多キニ因ルト雖トモ一ニ 陛下聖明事ヲ断シテ疑ハス人ヲ知テ善ク任スルノミナラス春秋ノ祭祀ノ典ヲ治メテ 皇祖天神ノ感格ニ頼リ夙夜ニ崇敬ノ誠ヲ尽シテ 列聖在天ノ威靈ヲ仰クノ致ス所豈ニ心肝ニ銘鏤シテ天下ノ為メ深ク賀セサルヘケ

ンヤ夫支那疆広民衆我ニ倍蓰シ固ヨリ地球上ニ雄視スルニ足ル而テ尊大苟安毎ニ笑ヲ他邦ニ取リ因循依違反テ我ニ及サル所以ノ者其原蓋シ驕ト怠トニ在リ支那旦然リ況ヤ支那ヨリ小ナル者豈ニ輕ク驕且怠ル可ケンヤ今万国雄ヲ争ヒ弱肉強制スルノ秋ニ当リ伏テ願ハクハ 陛下殷鑒ヲ唇齒ニ取り安危ヲ維持シカタキノ功成ルノ日ニ察シ盛衰ノ運遷リ易キヲ業建ノ時ニ顧ミ外善隣ヲ講シ内後図ヲ慮リ真ニ国家ノ基本ヲ固シ愈 皇天ノ神意ヲ体シテ且政教ノ要務ヲ竭シ賜ハ、則今ノ賀スヘキ者未タ大ニ賀スルニ足ラスシテ而テ後ノ当ニ賀ス可キ者將ニ窮リ無カラントス始メアラサルナシ克ク終リ有ル鮮シトノ一語臣等謹テ万世ヲ祝ス 十二月十三日

神道教導職總代

權大教正從四位

稻葉正邦

神宮大宮司兼權大教正正六位

田中頼庸

權大教正

鴻雪爪

權大教正

平山省齋

諸宗教導職總代

相国寺住職大教正

荻野独園

総持寺住職大教正

諸嶽奕堂

西徳寺住職權大教正

渋谷達性

増上寺住職權大教正

石井大宣

教導職總代は、出征軍の勝利と外交交渉の成功をたたえ、天皇の指導力や「皇祖天神ノ感格」を頼る祭祀の執行・「列聖在天ノ威靈」を仰ぐ崇敬心を賞賛し、弱肉強食の時代にあつて、天皇が外は善隣を講じ、内は後図を立て、国家の基本を固めて「皇天ノ神意」を体し、「政教ノ要務」を尽すことを期待したわけである。天皇親征や神宮祭告、神祇官復興は実現しなかったが、出征軍が勝利し、天皇が祭祀を重んじたことは、彼等にとって大いに評価すべき事柄であつた。

「陛下」を称えたのは、教導職ばかりではない。一月二六日、大久保が横浜に上陸すると、横浜人民の総代として出迎えた高島嘉右衛門は、大久保の面前で次のような祝詞を読み上げた。「天皇陛下維新ノ偉業ヲ開ラキ玉ヒシヨリ東征北伐速カニ平定シ万民皇沢ヲ蒙ルコト茲ニ七年は皆皇運ノ然ラシムル処ナリ今般日清両国和議調整スル所以ノ者豈人力ノ能ク致ス所ナランヤ是偏ニ 聖意全国ニ貫徹シ政府ヨリ下人民ニ至ルマテ一意報国ノ赤心厚キト忠肝ノ著シキトニ因リ自ラ感応スル所ニ非ラズシテ何ゾヤ」(注79)。

台湾出兵に際しては、士族からも続々と従軍願や軍資献納がなされたが、そこには、日清開戦の危機を日本の独立の危機と捉え、これに対処する義務を果たそうとする姿勢があったと指摘されている。それは、「国民」形成における重要な契機でもあった(注80)。神宮が、いまや「人民身ヲ以テ国ニ殉ジ其義務ヲ尽スノ秋」であるにもかかわらず、自らは従軍できないため献金を行々と申し出、また出雲大社が、「官ヲ祝典ニ守リ身ヲ戎馬ノ間ニ効スヲ得スト雖モ区々愛国ノ心自ラ已ム能ハス」として献金を差し出したことは、台湾出兵が「国民」の形成において重要な契機となったこと、そして、神社が主体的にその一翼を担おうとしたことを示している。

当時の世論においては教導職批判が広く展開されており、大教院の政府支援にはこれへの対応という意図があったことはすでにみた通りだが、神社界の積極姿勢は教導職のイメージ改善にもある程度はつながったようで、『日新真事誌』は出雲大社からの献金願を掲載した上で、これを次のように高く評価している。「今ノ教導ニ関ルモノ口其妄誕ヲ講説シ心其勸財ヲ陰望シ要スル所民人ヲ欺キ自己ヲ利スルニ在リ此ニ因テ之ヲ見ル千家等カ拳奮ニ天下ノ先鞭ノミナラス能ク其職ヲ尽スト云ヘキナリ」(注81)。

なお、台湾出兵に際しては、「ランブ亡国論」で有名な佐田介石(白川県正泉寺住職)が対清開戦に反対する建白書を提出しており、他にも数多くの出兵・開戦反対論が提起された。牧原憲夫氏によると、台湾出兵は義勇兵や献金運動の盛り上がりはあったものの、挙国一致の支持を得ることはできず、主戦論と非戦論の比率はほぼ二対一であったという。同氏が指摘するように、それは「志士」の間における政府のイデオロギー的統合力の脆弱さを意味するものだったが、同時に、対外的危機感が報国心を高めたことはまちがいない(注82)、それは神社界の動静にも現れていた。そして、彼等が単に報

国心を表明するにとどまらず、天皇による祭告や親征、詔勅による宣戦布告を提言したのは、こうしたイデオロギー的脆弱性を克服するためだった、ともいえよう。事実、戦争となれば増税や徴兵は避けられず、国民の不満は高まるとして、これを克服するための手段として神宮と出雲大社から提起されたのが、詔勅による宣戦布告と天皇親征だったのである。

台湾出兵に際し、神宮と出雲大社は、天皇の主導のもと、祭政一致による戦争の遂行を求め、天皇親征が未発に終わったあとも、教導職は台湾出兵の成果を称えながら、祭政一致による天皇の国家指導を期待し、その下で、自らの役割を果たしてこうとした。かかる姿勢がこれ以降の戦争でどのように展開して行くのか、この点については、また稿をあらためて論じたい。

1 石井孝『明治初期の日本と東アジア』有隣堂、一九八二年、安岡昭男『明治前期日清交渉史研究』巖南堂書店、一九九五年、毛利敏彦『台湾出兵』中公新書、一九九六年、萩原延寿『北京交渉 遠い崖—アーネスト・サトウ日記抄—』朝日文庫、二〇〇八年、家近良樹『台湾出兵』方針の転換と長州派の反対運動『史学雑誌』九二・一一、一九八三年一月、ロバート・エスキルドセン『明治七年台湾出兵の植民地的側面』、明治維新史学会編『明治維新とアジア』吉川弘文館、二〇〇一年、勝田政治『大久保利通と台湾出兵』『国士館大学文学部人文学会紀要』三四、二〇〇一年二月、後藤新『明治七年台湾出兵の一考察—台湾蕃地事務局を中心として—』『法学政治学論究』六〇、二〇〇四年三月、額頌厚『台湾出兵の位置と帝國日本の成立』『植民地文化研究』四、二〇〇五年、山路勝彦『へ野蠻人』の表象、あるいは植民地主義の起源—明治七年の台湾出兵をめぐる諸問題—『台湾原住民研究』一一、二〇〇七年三月など、参照。

2 拙著『大教院の研究—明治初期宗教行政の展開と挫折』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年、参照。

3 太政官第二三四号布告（内閣官報局『法令全書』一八七一年）、一八六—一八七頁。

4 太政官第二三五号布告（内閣官報局『法令全書』一八七一年）、一八七—二〇〇頁。

5 内閣官報局編『法令全書』（一八七三年）、一八五七頁、前掲『大教院の研究』、二八—三三頁。

6 『教会新聞』（高野山大学図書館蔵）一八七四年七月二九日付。

7 前掲『台湾出兵』、一一三—一六八頁。

8 前掲『大教院の研究』、六二—六八頁。

9 『教会新聞』一八七四年八月二九日付。

10 『教会新聞』一八七四年八月二九日付。

11 台湾出兵に関する新聞報道については、土屋礼子「明治七年台湾出兵の報道について―『東京日日新聞』を中心に―」、明治維新史学会編『明治維新と文化』吉川弘文館、二〇〇五年、など、参照。

12 『教会新聞』一八七四年九月四日付。

13 『教会新聞』一八七四年九月九日付。

14 『教会新聞』一八七四年九月一四日付。

15 『教会新聞』一八七四年九月一九日付。

16 前掲『大教院の研究』、六五―七〇頁。

17 『日新真事誌』一八七四年八月二四日付。教導職の能力不足や説教の混乱は教部省自身も認識しており、一八七二年一月には教部省は番外達をもつて「神官之説教或ハ未熟ニテ徒ニ下案ヲ読ミ或ハ読ム能ハサルモ有之哉ノ趣キ不体裁ノ至ニ候向後屹度右等ノ者ハ説教差止メ於教院篤ト教義講究有之度事」「神官ノ説教或ハ一日ニ五六席ニ及ヒ候処モ有之聴聞人退屈致候由…ニ席或ハ三席ニテ可然候事」「神官説教ノ内靡仏ノ意味往々有之…他宗ヲ排斥不致様注意可有之事」「僧侶ノ内説教ニハ公席ニテ三条ヲ略シ解キ私席ニ於テ説法談義法談ト唱ヘテ専ラ宗意ノミヲ弁シ三条ニ悖戾スル不少哉ノ趣キ以テノ外ノ事ニ候」などと達していた（内閣官報局編『法令全書』一八七二年、一二九六頁）。台湾出兵当時も、たとえば一八七四年八月には新治県権令中山信安が「事理ヲ誤解シ暴論ヲ主張スル」「懶惰放逸ノモノ」などの取り締まりにあたっているが、同県では神官僧侶の学力試験をした結果、三条教則を理解していたものが二、三割に過ぎず、文字も読めない者も多かったという（『日新真事誌』一八七四年九月一二日付）。

18 『東京日々新聞』一八七四年八月二二日付。

19 『朝野新聞』一八七四年九月二七日付。

20 『郵便報知新聞』一八七四年八月一七日付。

21 『日新真事誌』一八七四年一〇月二七日付。

22 『教院講録』（東京大学大学院法政学研究所附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫蔵）第一三〇号、一八七四年九月。内閣官報局編『法令全書』（一八七三年、一六三八―一六三九、一六五五―一六五九頁、前掲『大教院の研究』、七一頁。

24 牧原憲夫編『明治建白書集成』第三巻、筑摩書房、一九八六年、二五一―二五二頁。

25 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A01100089000、公文録・明治七年 第三〇八巻・征清軍資獻納簿（三）（国立公文書館）。

26 JACAR A01100089000、公文録・明治七年 第三〇八巻・征清軍資獻納簿（三）（国立公文書館）。

27 後藤新「台湾出兵と士族」、笠原英彦・玉井清編『戦前日本の政治と市民意識』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年、二六一―二八頁、「本

局諸表上申 二二日」〔單行書・処蕃始末・乙亥四月之三・第一〇八冊〕「独立行政法人国立公文書館蔵」。

28 前掲『大教院の研究』一五—二五頁。

29 神宮司庁編『明治・神宮百年史』上巻、神宮司庁文教部、一九六八年、九四頁。

30 前掲『明治・神宮百年史』上巻、九四—九九頁。

31 前掲『明治・神宮百年史』上巻、九九頁。

32 前掲『明治・神宮百年史』上巻、一〇—一〇八頁。

33 JACAR A01100088700『公文録・明治七年 第三〇八巻・征清軍資献納簿 (三) (国立公文書館)』。

34 JACAR A01100088700『公文録・明治七年 第三〇八巻・征清軍資献納簿 (三) (国立公文書館)』。なお、神宮はこの建白書の提出に先立つ九月一八日、祭主三条西季知・少宮司浦田長民名で、次のような文章を神宮に示し、献金を呼び掛けていた。これに応じた三条西以下八六名から寄せられた献金計千円が、教部省に申請されることになったわけである。

人民ノ国家ニ於ル其義務タルヤ平時ハ則テ法令ヲ奉シ租税ヲ上リ而テ非常艱難ノ際ニ当テハ進テ身ヲ顧ミス暴尸喋血以テ其事ニ殉シ国
家杯御示ノ任ヲ果スハ其一大ノ義務ニシテ革命共治合衆ノ国ニ於ルモ猶然リ況哉剖判以來一定ノ君臣ニ於ルヤ今ヤ仄ニ聞ク台蜜問罪ノ
挙支那ト葛藤ヲ生シ終ニ交兵合戦以事ヲ決セントスルノ勢アリ是所謂我國家ノ非常艱難ニシテ人民身ヲ以テ其事ニ殉シ其義務ヲ尽スノ秋
ナリ独奈何セントテ諸君ト職ヲ 神宮ニ奉スルヲ以テ遇ニ身ヲ鋒丸ノ間ニ致スコト能サルヲ是豈一大遺憾ナラスヤ然則今日ノ勢我輩ノ当
ニ為スヘキ所ハ痛ク衣食糊口ノ費ヲ省キ若干金ヲ以テ之ヲ 朝廷ニ献シ聊カ行軍經費ノ万分ノ一ヲ補フニ在ルノミ願クハ諸君其義務ノ在
ル所ヲ省ミ予カ志ニ協同シ其方ニ応シ甫拳ヲ懲忠セントコトヲ願フニ我輩僅々ノ金額大海ノ涓滴ニ類スト雖海内ノ人民此挙ヲ聞カハ豈同志
憤役スルモノ無ランヤ古人ノ所謂自慙始ノ義予等自ラ之ニ当ラントス此亦教道職ハ其身ヲ以テ衆庶ニ率先標準トナルノ一端ナランカ一腔
愛國ノ熱血口ヲ衝テ自ラ止ム能ハス書シテ之ヲ諸君ニ問フ諸君以如何トナス(「季知卿記」明治七年、一橋大学附属図書館蔵)

神宮が自らや教道職の役割をどのように考えていたかを、よく示す文章であろう。教道職が率先して模範となり、愛国心を發揮すべきだとい
う主張は、ちょうどこの二週間前に大教院が示していた教道職こそ報国の志を發揮すべきだという見解に対応している。

35 前掲『本局諸表上申 二二日』。

36 「境島根県権参事ヨリ出雲大社大宮司千家尊福初十五名献金ニ付伺」(「單行書・処蕃類纂」独立行政法人国立公文書館蔵)

37 『教会新聞』一八七四年九月二九日付。

38 前掲「境島根県権参事ヨリ出雲大宮司千家尊福初十五名献金願ニ付伺」。

39 『教会新聞』一八七四年九月二九日付。

40 千家尊統『出雲大社』学生社、一九六八年、二五三—二五四頁。

41 「支那征戦ノ方略」(上書建白書・建白書(四)・明治七年一〇月)明治七年一二月「独立行政法人国立公文書館蔵」、「清国之軍務御親裁之議」(上書建白書・編纂建白上陳之下部・明治七年)「独立行政法人国立公文書館蔵」。

42 前掲「明治七年台湾出兵の一考察」、三三五頁。

43 『日新真事誌』一八七四年八月一七日付。

44 『東京日々新聞』一八七四年九月二日付。

45 『郵便報知新聞』一八七四年九月五日付。

46 内閣官報局『法令全書』(一八七四年)、三五四頁。

47 前掲「上書建白書・編纂建白上陳之下部・明治七年」、「上書建白書・決議達案・明治七年八月」(独立行政法人国立公文書館蔵)。

48 「日清国ノ議」(前掲「上書建白書・建白書(四)・明治七年一〇月」明治七年一二月)、「神宮江行幸御祭告之議」(前掲「上書建白書・編纂建白書上陳之下部・明治七年」)。

49 「上書建白書・決議達案・明治七年六月」(独立行政法人国立公文書館蔵)。

50 「神祇官ヲ復シ教導寮諸陵寮ヲ置之議」(上書建白書・建白書(四)・明治七年五月)明治七年六月「独立行政法人国立公文書館蔵」、
「神祇官ヲ復シ教導寮諸陵寮ヲ置之議」(上書建白書・編纂建白書上陳之下部中・明治七年)「独立行政法人国立公文書館蔵」。なお、この指令案は、神宮の東京遷座を最重要策とした上で、これが実現しない場合の次善の策として神祇官に名称を復すことを提唱したものである。左院はかねて神宮の東京遷座を主張しており、この見解にも、左院二等議員高崎五六や、神宮遷座の提唱者であった田中頼庸の意志や影響がみられることが指摘されている(阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店、一九九四年、二二一―二三四頁)。

51 「請復神祇官議」(上書建白書・諸建白書(二)・明治七年五月)明治七年八月「独立行政法人国立公文書館蔵」、「復神祇官議」(前掲「上書建白書・建白書(四)・明治七年五月」明治七年六月)。

52 前掲「明治建白書集成」第三巻に収録されている限りでも、明治七年には水野秋彦(都々古別神社権宮司兼中講義)、北原稻雄(筑摩県一〇等出仕)、常世長胤(教部中録)・栗田寛(教部省九等出仕)、八木雕(教部大録)・山下政愛(教部大録)・堀秀之(教部権大録)・鈴木大(教部中録)・澄川拙三(教部中録)・西川須賀雄(秋田県神官権大講義)、松田敏足(島根県神官兼権少講義)などから神祇官(省)再興に関する建白書が提出されている。当時の神祇官復興運動については、阪本是丸『近世・近代神道論考』弘文堂、二〇〇七年、二二九―二六五頁など、参照。

53 前掲「上書建白書・建白書(四)・明治七年五月」六月。

54 前掲「明治建白書集成」第三巻、四四七頁。

55 なお、政府が西郷従道を著地事務都督に任じたのは四月四日、九日に西郷は品川から長崎に向かい、政府の出兵中止を経て、自ら兵

を率いて長崎を出港したのは五月一八日のことであった(西郷従宏『元帥西郷従道伝』芙蓉書房出版、一九九七年、一〇六一―一二頁)。実はこの間の五月九日以降、神宮祭主の三条西季知が長崎県中教院に出張している。これは大教院の命によるもので、三条西や神宮の日々の活動を記録した「日録 明治七年甲戌年」によると、三条西はこの年の正月に焼失した大教院再建のため、三月一九日に上京し、教部省で幹部と面会したり、大教院での祭主を務めるなどしたあと、四月二五日に大教院から長崎県中教院に出張するよう命じられ、五月五日に横浜を出航、九日に長崎県中教院に入った。一日に県令の宮川房之と面会した三条西は、現地での祭祀を取り仕切り、一七日には中教院に宮川が参拝して市中の「群衆実ニ盛大」という様子となり、翌日に開講した説教の聴講者の中には「官員数輩」の姿がみられた(前掲「季知卿記」)。この中に出征軍がいたのか、また三条西が出征軍と接触したかは定かでないが、この後の大教院や神宮の動向から推して、彼等を「激励」した可能性も否定できない。この点については、後考を期したい。

56 「熱田神宮神符ヲ征清軍人ニ配賦ヲ乞フ」(『太政類典・第二編・明治四年』明治一〇年・第二五五巻・教法六・神社四) 独立行政法人国立公文書館蔵。

57 熱田神宮官庁『熱田神宮』熱田神宮官庁、一九七五年、一五頁。

58 前掲「熱田神宮神符ヲ征清軍人ニ配賦ヲ乞フ」。

59 内閣官報局『法令全書』(一八七三年)、一六三三頁。

60 内閣官報局『法令全書』(一八七二年)、一二七〇頁。近世においては、宇治・山田地域は一定の自治が認められており、会合家と三方家が御師としての活動によって実力を保ちながら、支配権を握っていた。これが祭政一致にふさわしくないとして明治政府は一八七一年七月に御師を廃止、彼等による大麻頒布を禁止した上で、神宮を運営する官庁として神宮司庁を設置し、ここから地方庁を通じて国民に頒布されることになった(新田均「明治時代の伊勢神宮」、『皇學館論叢』二七・二、一九九四年四月、六九―七〇頁)。大麻の頒布は順調に進んだとはいいがたいが、地方庁はこれを尊崇するよう働きかけており、たとえば秋田県では一八七三年六月、神宮大麻の頒布は「衆庶をして、普く御神徳を拝載せしむべき厚き御趣意に候得ば、各清浄之神棚に安鎮し奉り、朝暮拝礼すべき」にもかかわらず、真宗や日蓮宗の信者が仏前や不潔な場所に置いているとして、「甚敬神之御趣意に悖候儀に付、自今右等之弊習を除き一層崇敬を尽し皇国之民たる本志を不失様注意」している(秋田県編『秋田県史』資料・明治編下、秋田県、一九六一年、九七八頁)。

61 『郵便報知新聞』一八七四年一月一三日付。

62 JACAR A01100086100' 公文録・明治七年 第三〇七巻・征清軍資献納簿(二)(国立公文書館)。

63 日御崎神社欄宜の高木玄明氏によると、当時出雲大社と日御崎神社の宮司は親戚であり、行動をともしたとも考えられるとのことである。

64 JACAR A01100086100' 公文録・明治七年 第三〇七巻・征清軍資献納簿(二)(国立公文書館)。

- 65 前掲「本局諸表上申 二二日」。この蕃地事務局による集計表の冒頭には「未タ完全ニ不立到候ヘトモ先以テ供御一覽候也」と書かれており、必ずしも完全なものではなかったことがうかがえる。出雲大社の献金が抜け落ちているのも、このためではないかと思われる。
- 66 『日新真事誌』一八七四年一〇月一〇日付。
- 67 秋田県編『秋田県史』第五卷・明治編、秋田県、一九六四年、一〇八四—一〇八五頁。
- 68 「加藤秋田県参事ヨリ正院へ祠官小野崎通亮外九十名軍資金献納願ニ付伺」（前掲「単行書・処蕃類纂」）。
- 69 前掲「本局諸表上申 二二日」。
- 70 「宍戸教部大輔ヨリ正院へ宮司田中知邦月俸ノ内還納願ニ付上申」（前掲「単行書・処蕃類纂」）。
- 71 前掲『法令全書』（一八七四年）、一八五一—一八八頁。
- 72 前掲『法令全書』（一八七四年）、三六七頁。
- 73 『読売新聞』一八七四年一月二四日付。
- 74 前掲「台湾出兵と土族」、三七頁。
- 75 前掲「台湾出兵と土族」、二六頁。
- 76 前掲「宍戸教部大輔ヨリ正院へ宮司田中知邦月俸ノ内還納願ニ付上申」。
- 77 前掲「台湾出兵と土族」、二五頁。
- 78 「教導職賀章上呈」（『太政類典・雑部（草稿）』明治七年・明治九年・第一卷・台湾部一）独立行政法人国立公文書館蔵。
- 79 『東京日々新聞』一八七四年一月二八日付。
- 80 前掲「台湾出兵と土族」、三八頁。
- 81 『日新真事誌』一八七四年九月二七日付。
- 82 牧原憲夫『明治七年の大論争』日本経済評論社、一九九〇年、六六一—七一頁。

付記 本論文は、慶應義塾大学グローバルCOEプログラム「市民社会におけるガバナンスの教育研究拠点」の補助金による成果である。